

# 1億5千万円以上の工事に係る低入札対策について（試行）

敦賀市総務部契約管理課

公共工事における低入札による工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せの防止に加え、適正価格での契約を推進する観点から、1億5千万円以上の工事に係る低入札対策を次のとおり改めます。

## 1 改正内容

低入札価格調査制度（調査基準価格及び失格基準価格の設定）を廃止します。

### (1) 価格競争

現行は、調査基準価格及び失格基準価格を設定しています。

改正後は、最低制限価格のみを設定します。

### (2) 総合評価落札方式

現行は、調査基準価格及び失格基準価格を設定しています。

改正後は、(1)の最低制限価格に準じた失格基準価格のみを設定します。

## 2 設定方法

### 1億5千万円以上の工事について

最低制限価格又は失格基準価格の算定については、直接工事費及び共通仮設費を現行の中央公契連モデルより各々5%低い設定とします。

## 3 改正日

上記の改正については、平成24年6月1日以降に入札執行する工事から適用します。